

高齢者向けスマホ教室 実施団体を募集

(地域連携型)



目的



新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」オンラインサービスの利用拡大が求められている中、情報機器に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対し、基本的なスマートフォンへの使い方をはじめ、オンラインによる行政手続、サービス等の利用方法に関する助言・相談等の対応支援を行うことにより、デジタル活用に係る機会又は必要な能力における格差を是正することを目的に、高齢者向けスマホ教室を実施する団体に対して、実施に要した経費の一部を補助します。

応募資格



- ① 日本に実施場所を有している法人。
- ② 事業を的確に遂行する組織、人員、施設等を有していること。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 事業終了後、会計検査対応などのために必要となる文書を適切に管理

し、必要な期間保存できること。

- ⑤ 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。等

事業実施条件



- ① 一つの市区町村及び近隣の地域内で25コマ以上の講習会を実施すること。ただし、障害者を対象とした講習会等のみを実施する場合、13コマ以上の講習会等を実施すること。

- ② 執行団体が指定するマイナンバーカードの申請方法等を含む「応用講座」及びスマートフォン等の基本的な操作・利用方法に関する「基本講座」の中から選択して講習会等を実施すること。
- ③ 講習会等を最も多く実施する計画がある実施場所が所在する市区町村との連携体制について確認するとともに、当該市区町村が発行する「確認書」を申請時に提出すること。等

補助率・補助上限額



- ① 補助率
補助対象経費の1分の1以下

② 補助上限額

最大125万円（受講者数及び実施形態・回数により異なる）

補助対象経費



- ・ 人件費
- ・ 委託費
- ・ その他諸経費（機器・機材等借料、会場借料、通信費、旅費、消耗品費、印刷製本費等）

申請方法



公募申請書類一式を、デジタル活用支援推進事業ポータルサイトからダウンロードいただき、公募要領に従って、すべての書類に必要な事項を記載の上、事務局が指定するアドレスを利用して提出ください。

受付期間



受付中～5月13日（金）正午

詳細は、公募要領等を確認いただくか、九州総合通信局まで問い合わせください。